

選ばれる園になるためのメルマガ

株式会社 幼保経営サービス・コンサルティング部



(学校法人向け) 私立学校法の改正について

(株)幼保経営サービス コンサルティング部では、法人・園の経営・運営の悩み事に対応しています。チャイルドグループの各事業部のノウハウを Q&A 形式でお届けします。

Q

幼稚園を運営する学校法人です。令和 7年4月1日より施行される「改正私立学校法」のポイントを教えてください。

管轄する行政から、改正に伴う準備を進めるよう連絡がありました。具体的には、寄附行為を改訂するようとのことですが、何をどう変えればいいのか、わかりません。簡潔に教えていただけませんか。



A

今回の改正は、某大学の不祥事をきっかけに公教育を支える私立学校のガバナンス改革を意図した改正となります。改正の主な内容については、以下の通りです。

内容	改正前	改正後
理事の選任	寄附行為の定めによる	理事選任機関が選任する。 ⇒理事選任機関は <u>評議員会</u> とすることが望ましい
理事長の選定等	寄附行為の定めによる	<u>理事会</u> が選定（解職）する
監事の選任	評議員会の同意を得て理事長が選任する	<u>評議員会の決議</u> によって選任する
役員等の任期	寄附行為の定めによる	寄附行為で定める期間以内最終年度に開催される定時評議員会終結の時まで尚、寄附行為で定める期間は、 <u>理事4年、監事・評議員は6年を上限とする</u>
兼職の制限	監事は、理事・評議員・職員と兼職禁止、1名以上は評議員と兼職している理事が必須	監事は従来の規定のまま <u>理事と評議員の兼職は禁止</u>
評議員の定数	理事の2倍を超える数	理事を超える数 (<u>2倍削除</u>)

上記以外に、近親者の制限など役員構成に関する要件や理事会・評議員会など会議体の運営に関する要件※が付加されています。

※評議員会の開催日時、議案等については予め理事会の決議が必要です。従って、従来の評議員会開催 ⇒ 理事会開催(同日開催)は不可となります。



事業部紹介

幼保経営サービス コンサルティング部

チャイルド社グループの幼保経営サービスだからこそできる経営コンサルで園を強力にサポートしています。①経営・運営コンサル ②マーケティング・ブランディングコンサル ③新園・新施設設立コンサル ④認定こども園移行コンサルなどに関して、分析・助言・提案・サポートを行っています



株式会社 幼保経営サービス

コンサルティング部 ディレクター 東京弁護士会所属 柴田 洋平(弁護士・保育士)

TEL 03-6915-1910 Email yohokeyei_consulting@child.co.jp

HP <https://www.ans.co.jp/youho/consult.html>

